

## 南小国町販路拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町内の産業の振興を図るため、町内の中小企業者等の製品、サービス（以下「製品等」という。）の販路拡大及び新規需要の開拓を目的とした商談会等への出展に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 南小国町販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続については、南小国町補助金等交付規則（平成19年南小国町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 中小企業団体等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会をいう。
- (3) 商談会等 商談会、展示会、見本市、物産展等で、商品見本、カタログ、パネル等の展示を行うものをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者は、中小企業者又は中小企業団体等であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に本店又は生産拠点等を有すること。
  - (2) 町税等の滞納がないこと。
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を行わない。
- (1) 申請者（団体の構成員を含む。以下この項において同じ。）が、暴力団員（暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の場合

- (2) 申請者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員を利用している者の場合
- (3) 申請者が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している者の場合
- (4) 申請者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者の場合
- (5) 申請者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者の場合
- (6) その他、申請者への補助金の交付が、町の利益に反するおそれがありふさわしくないと町長が認めた場合

(補助対象事業)

**第4条** 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内又は海外において開催される商談会等に中小企業者又は中小企業団体等の製品等を出展する事業
- (2) その他町長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象としない。

- (1) 南小国町の他の補助金等を受けるもの、又は受ける予定があるもの
- (2) 製品等の販売のみを目的としたもの

(補助対象経費)

**第5条** 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 旅費 事業従事者の旅費
- (2) 印刷製本費 商品又は技術のPR媒体作成経費
- (3) 通信運搬費 出展物の輸送に係る費用
- (4) 賃借料 会場使用料
- (5) 負担金 商談会等の出展料
- (6) 委託費 小間装飾費、通訳・翻訳料等

(7) その他 その他町長が認める経費

(補助金額)

**第6条** 補助金額は、中小企業者の場合は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内の額とし50万円を上限額とする。中小企業団体等の場合は、前条に規定する補助対象経費に4分の3を乗じて得た額以内の額とし、100万円を上限額とする。

(補助回数)

**第7条** 補助対象者が補助金の交付を受けられる回数は、同一会計年度内で1回限りとする。

(補助金交付申請)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする者は、南小国町販路拡大支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 同意書・誓約書（第4号様式）
- (4) 商談会等の開催概要（パンフレット等）
- (5) その他町長が必要と認める書類（見積書等）

(交付決定)

**第9条** 町長は、補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して南小国町販路拡大支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定を行う場合において必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(変更申請及び承認)

**第10条** 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、南小国町販路拡大支援事業補助金変更承認申請書（第6号様式。以下「変更承認申請書」という。）に第8条各号に掲げる書類のうち当該変更に関する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助決定者から変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、南小国町販路拡大支援事業補助金変更交付決定通知書（第7号様

式)により、当該補助決定者に通知するものとする。

- 3 町長は、補助金の変更を承認する場合において、必要と認める条件を付することができる。

(実績報告書の提出)

**第11条** 交付決定者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、南小国町販路拡大支援事業補助金実績報告書(第8号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第9号様式)
- (2) 収支決算書(第10号様式)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 出展又は開催状況を確認できる写真等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

**第12条** 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査のうえ、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南小国町販路拡大支援事業補助金交付確定通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

**第13条** 前条の規定による通知を受けた者は、南小国町販路拡大支援事業補助金交付請求書(第12号様式。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

**第14条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に決定した補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

- 2 町長は、前項の規定により返還を命じるときは、期日を定めて南小国町販路拡大支援

事業補助金返還通知書（第13号様式）によりその返還を命じるものとする。

- 3 前項の規定により返還を命じられた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（雑則）

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月10日から施行する。